

## 社会保険労務士事務所の皆様へ

公認会計士企業年金基金  
( TEL ) 03-3515-8910

### 適用の帳票改定について

平成 30 年 11 月 1 日より、基金で使用する適用帳票を以下のように改定します。  
帳票改定の事務手続きの変更についてご協力を宜しくお願い致します。

#### 1 変更内容

日本年金機構（年金事務所）提出用の様式と一緒にしている複写式の帳票を廃止し、基金独自の帳票とします。磁気媒体データレイアウトについても同様に変更致します。

取得届・喪失届については様式変更、給与変更である月変・育休月変・産休月変については同一用紙での作成となります。（詳細は以下を参照）

ただし、従前の帳票は平成 31 年 3 月まで、磁気媒体データレイアウト（日本年金機構）については 2020 年 3 月まで使用できます。（平成 30 年 3 月改定の新データレイアウトについても使用可能ですが、喪失届については、不足している性別、標準報酬のデータの追加をお願いします。）

※磁気媒体データレイアウト（日本年金機構）の 2020 年 4 月以降の継続使用については検討中であり、遅くとも年内には可否を含めた方向性を事業所宛てに連絡致します。

#### 2 変更時期

- ・平成 30 年 11 月 1 日より（帳票到着以降使用可）
- ・現行帳票（旧帳票）は、平成 31 年 3 月まで使用可
- ・日本年金機構仕様の磁気媒体は、2020 年 3 月まで使用可  
（平成 30 年 3 月改定の新様式の場合は、不足するデータの追加が必要）

#### 3 変更する帳票種類

	新帳票 (11 月以降)	様式	現行帳票 (旧帳票)	様式	使用時期
1	加入者資格取得届	A4 ヨコ  3 枚 *1	加入者資格取得届	A4 ヨコ	取得時
2	加入者資格喪失届		加入者資格喪失届	4 枚*2	喪失時
3	標準給与変更届		加入者報酬標準給与月額変更届 (月変)	A4 タテ  4 枚*2	随時改定
4			育児休業等終了時給与月額変更届 (育休月変)		育児休業等 終了時
5			産前産後休業等終了時給与月額変更届 (産休月変)		産前産後 休業等終了時
6	標準給与変更届 (算定基礎届)		加入者報酬標準給与月額算定基礎届 (算定基礎届)		定時決定

\*1 1 枚目-基金用、2 枚目-事業所宛、3 枚目-業務委託の銀行使用

\*2 1 枚目-基金用、2 枚目-事業所宛、3 枚目-業務委託の銀行使用、4 枚目-年金事務所用  
健保分がある場合は 6 枚

#### 4 新帳票の現物の送付

- ・帳票の現物（①加入者資格取得届、②加入者資格喪失届、③標準給与変更届）については、各1冊（10枚セット）を平成30年10月下旬に全事業所宛てに送付します。

#### 5 磁気媒体の対応について

- ・基金独自のデータレイアウト

基金独自のデータレイアウトを作成しました。使用する場合は、仕様、入力要領を送付しますので、11月以降に基金まで連絡してください。また、事前に基金においてデータのチェックを行いますので、テストデータの送付をお願いします。基金独自のデータレイアウトは、日本年金機構のデータレイアウトと入力制限等が相違していますのでご注意ください。なお、基金独自のデータレイアウトのホームページへの掲載は、順次行います。

- ・日本年金機構仕様のデータレイアウト

平成30年3月変更後の新データレイアウトは、基金で必要な項目が不足していたため、変更前の旧データレイアウトのみ受入れしておりましたが、新データレイアウトについても受入れを行います。ただし、喪失届については不足している性別、標準報酬のデータ（エクセルファイル）の追加をお願いします。

なお、新データレイアウトで喪失届を作成の場合は、事前に基金まで連絡してください。

#### 6 ホームページへの新帳票掲載（10月下旬に掲載予定）

- ・新帳票は、現行も一部掲載している帳票と同様の形式でホームページへ掲載します。
- ・ホームページに掲載する新帳票は、年金事務所提出分を4枚目として作成が可能となり、基金で使用する項目以外は、直接、年金事務所提出分シートに入力します。
- ・標準給与変更届については、標準給与変更届（共通 3名連記）の他、育休月変、産休月変用のエクセル帳票（各1名）も掲載します。

\* 現在ホームページに掲載の育休月変、産休月変は、上記のように変更します。

\* 同時に作成できる人数について

基金用は3名のため、年金事務所提出用の用紙は3名以上記載ができますが、同時に作成できる年金事務所提出分も3名となります。

#### 7 算定基礎届の対応（平成31年2月に事業所宛て案内します）

- ・算定基礎届についても、標準給与変更届と同様の形式（A4ヨコ3名連記3枚複写）となります。
- ・例年同様、事前に必要項目を打出した帳票を提供します。
- ・希望する30人以上の事業所には、算定届作成用のデータを事前に提供します。

本号及び事業所向けの案内は基金のホームページ（<https://cpa-kikin.or.jp/>）に掲載しております。  
（パスワードはありません）

以 上